

「延滞金」及び「還付加算金」の割合が変更となります。

地方税に係る令和4年1月1日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金の割合が次のとおり変更となります。

	現行		変更後(R4.1.1以降の期間に対応する延滞金)										
	本則	特例 (実際の適用率)		本則	特例 (実際の適用率)								
延滞金	14.6%	8.9%		14.6%	延滞金特例基準割合(※)+7.3%	8.7%							
<table border="1"> <tr> <td>納期限後 1か月以内</td> <td>7.3%</td> <td>2.6%</td> </tr> </table>	納期限後 1か月以内	7.3%	2.6%	7.3%	2.6%	<table border="1"> <tr> <td>納期限後 1か月以内</td> <td>7.3%</td> <td>延滞金特例基準割合(※)+1.0%</td> <td>2.4%</td> </tr> </table>	納期限後 1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合(※)+1.0%	2.4%	7.3%	延滞金特例基準割合(※)+1.0%	2.4%
納期限後 1か月以内	7.3%	2.6%											
納期限後 1か月以内	7.3%	延滞金特例基準割合(※)+1.0%	2.4%										
還付加算金	7.3%	1.6%	還付加算金	7.3%	還付加算金特例基準割合(※2)	0.9%							

(※) 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸付平均金利の年平均として、前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合(以下「平均貸付割合」という。)に年1.0%の割合を加算した割合です。

(※2) 還付加算金特例基準割合とは、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合です。
還付加算金特例基準割合が年7.3%未満の場合、還付加算金の割合は当該還付加算金特例基準割合となります。

財務大臣が令和3年11月26日に告示した平均貸付割合が「0.4%」であるため、各特例基準割合は次のとおりとなります。
【延滞金特例基準割合】1.4%、【還付加算金特例基準割合】0.9%

(注) 法人が法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税の確定申告の期限について延長の承認を受けた期間内の延滞金割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合が年7.3%に満たない場合は、「平均貸付割合+年0.5%」の割合となります。

